

施設基準

【入院基本料に関する事項】

2階病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び5人以上の看護助手が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時まで、看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は5人以内、看護助手は10人以内です。
- ・夕方17時～朝8時30分まで、看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は20人以内、看護助手は40人以内です。



施設基準

〔入院基本料に関する事項〕

**3階病棟では、1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び
7人以上の看護助手が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。**

- ・朝8時30分～夕方17時まで、看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの
受け持ち数は14人以内、看護助手は9人以内です。**
- ・夕方17時～朝8時30分まで、看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの
受け持ち数は21人以内、看護助手は42人以内です。**



施設基準

【入院基本料に関する事項】

4階病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び9人以上の看護助手が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時まで、看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は11人以内、看護助手は11人以内です。
- ・夕方17時～朝8時30分まで、看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は27人以内、看護助手は54人以内です。

施設基準

〔入院基本料に関する事項〕

5階病棟では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び8人以上の看護助手が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時まで、看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は13人以内、看護助手は13人以内です。
- ・夕方17時～朝8時30分まで、看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は26人以内、看護助手は52人以内です。

